

表1 水素添加油脂に係る改正点について

物質	改正後の規制	現行の規制
トランス脂肪酸	部分水素添加油 (PHO) を含む油脂の輸入禁止 PHOを含む食品の販売および流通の禁止	なし
	水素添加油 (例: 完全水素添加油) を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油」と記載するか、原料の油名に「水素添加」と記載する必要	なし (参考: トランス脂肪酸の表示義務のみあり)

(注) 本改正は、2023年12月1日より施行。

(出所) 香港特別行政区政府ウェブサイトを基にジェットロ作成

表2 食品有害物質規則に係る改正点について

物質	食品	改正後の基準値	現行の基準値	
フラトキシシン	アフラトキシシン B1	乳児用調製乳、フォローアップミルク(ただし、乳タンパク質を用いて製造したものを除く)	1キログラム当たり0.1マイクログラム *1	ピーナッツまたはピーナッツ製品:1キログラム当たり20マイクログラム その他食品:1キログラム当たり15マイクログラム
		主に36カ月以下の幼児用食品(ただし、乳タンパク質を用いて製造したものを除く)	1キログラム当たり0.1マイクログラム *2	
	アフラトキシシンM1	乳児用調製乳およびフォローアップミルク(主に12カ月以下の乳児用)	1キログラム当たり0.025マイクログラム *1	(アフラトキシシンB1, B2, G1, G2, M1, M2, P1およびアフラトキシコールを含む)
		その他の乳および粉乳	1キログラム当たり0.5マイクログラム *1	
	アフラトキシシン(B1+B2+G1+G2)	加工用ピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ	1キログラム当たり15マイクログラム	
		上記食品から作られた加工用の製品		
		スパイス類	1キログラム当たり10マイクログラム	
その他の食品				
ベンゾ[a]ピレン	油脂(調合油を含む)	1キログラム当たり5マイクログラム	なし	
	乳児用調製乳およびフォローアップミルク(主に12カ月以下の乳児用)	1キログラム当たり1マイクログラム		
デオキシニバレノール	乳幼児用穀類加工品(主に36カ月以下の乳幼児用)	1キログラム当たり200マイクログラム *2	なし	
エルカ酸	低エルカ酸菜種油	2%(脂肪酸重量当たり)	任意の油脂:5%(脂肪酸重量当たり)	
	任意の油脂	5%(脂肪酸重量当たり)		
	任意の油脂を含む食品	任意の油脂:5%(脂肪酸重量当たり)		
グリンドール脂肪酸とエステル類(グリンドール当量)	乳児用調製乳およびフォローアップミルク(主に12カ月以下の乳児用)(粉)	1キログラム当たり50マイクログラム	なし	
	乳児用調製乳およびフォローアップミルク(主に12カ月以下の乳児用)(液体)	1キログラム当たり6マイクログラム		
メラミン	乳児用調製乳およびフォローアップミルク(主に12カ月以下の乳児用)(液体)	1キログラム当たり0.15マイクログラム	乳幼児用食品(主に36カ月以下の幼児用):1キログラム当たり1マイクログラム	
	乳児用調製乳およびフォローアップミルク(主に12カ月以下の乳児用)(液体)以外の乳	1キログラム当たり1マイクログラム		
	乳幼児用食品(主に36カ月以下の乳幼児用)	1キログラム当たり1マイクログラム		
	妊娠中および授乳中の女性向け食品	1キログラム当たり1マイクログラム		
	その他の食品	1キログラム当たり2.5マイクログラム		
パツリン	リンゴジュースとリンゴジュースが加えられた飲料	1キログラム当たり5マイクログラム *1	なし	
3-MCPD	酸加水分解植物タンパク質を含む固体調味料	1キログラム当たり1マイクログラム	なし	
	酸加水分解植物タンパク質を含むその他形態の調味料	1キログラム当たり0.4マイクログラム		

(注) 本改正は、2023年6月1日より施行。

(*1) 希釈された状態(ready for consumption)での濃度に適用

(*2) 乾燥重量あたりの濃度に適用

(出所) 香港特別行政区政府ウェブサイトを基にジェットロ作成